

四国土地改良調査管理事務所だより



しこくみち

Vol.14 2015.3



目次

INDEX

平成27年度農林水産省予算概算決定より (国土強靱化について)	1
調査管理事務所の業務内容の紹介	3
多面的機能支払交付金の紹介	6
香川用水二期農業水利事業建設所が開所されました	9
四国の特産	10

農林水産省
中国四国農政局

国土強靱化について

平成27年度農林水産省予算が概算決定されました。農業農村整備事業にも2,752億6千5百万円の概算予算が割り当てられています。

農業農村整備事業を進めていく上で、H27年度の対策のポイントとして、以下の事項が挙げられています。

対策のポイント

農業競争力強化のための農地の大区画化・汎用化、新たな農業水利システムの構築、**国土強靱化**のための農業水利施設の長寿命化・耐震化対策、ため池の管理体制の強化等を推進します。

1. 農業競争力強化対策 1,089億3千2百万円

○大区画化・汎用化等の基盤整備を実施し、農地中間管理機構とも連携した担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化を推進します。

○パイプライン化やICTの導入等により、水管理の省力化と担い手の多様な水利用への対応を実現する新たな農業水利システムを構築し、農地集積の加速化を推進します。

2. **国土強靱化対策** 1,663億3千3百万円

○基幹的な農業水利施設等の耐震診断やハザードマップの作成、耐震化工事、ため池の監視・管理体制の強化、農村地域の洪水被害防止対策等を実施します。

○老朽化した農業水利施設の点検・診断の結果をデータベース化し、補修・更新等を適時・的確に実施します。

主な対策内容

◎ 対策のポイントにも挙げられている『**国土強靱化**』について、詳しく説明します。

国土強靱化とは？

近年、阪神大震災や東北大震災などの巨大地震をはじめ、台風や大雨による浸水や土砂災害、竜巻、火山の噴火など、激甚化した大規模自然災害が各地で発生しています。

また、こうした自然災害による甚大な被害からの復旧・復興に非常に長い期間を要しています。

今後、南海トラフ巨大地震や首都直下地震などの発生が近い将来予想されているなか、人命を守り、また経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復する、「**強さとしなやかさ**」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築するという国のリスクマネジメント的な発想に基づき、内閣府が中心となり、国策として取り組まれているのが、『**国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）**』です。

国土強靱化基本法と基本計画

平成25年12月11日に『強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下、『国土強靱化基本法』）』が制定され、以下に挙げた基本目標を掲げ、国土強靱化が進められています。

国土強靱化の基本目標

1. 人命の保護が最大限図られること
2. 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
3. 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
4. 迅速な復旧復興

また、平成26年6月3日には、国土強靱化基本法第10条に基づき、『国土強靱化基本計画（以下『基本計画』）』が閣議決定されました。この計画は、国土強靱化にかかる国の他の計画等の指針となるものです。

基本目標を明確にしたうえで、「起きてはならない最悪の事態」を想定し、その事態を回避するためには何が不足していて、何をすべきか、という視点で『脆弱性の評価』を行い、その結果を踏まえて府省庁横断的な施策分野及びプログラム（目標達成のための施策群）ごとの推進方針を定めていきます。

今後、国土強靱化に係る国の他の計画について必要な見直しを行いながら、基本計画が進められます。

また、概ね5年ごとに計画内容の見直し、それ以前においても適宜所要の変更が行われます。

さらに、毎年度の国土強靱化アクションプランを策定し、施策やプログラムの進捗管理及び定量的評価を実施しながら、着実に国土強靱化に取り組むこととされています。

このほか、地方公共団体による国土強靱化に係る都道府県・市町村の他の計画等の指針となる『国土強靱化地域計画』の策定・実施の支援や、国土強靱化の取組に対する民間事業者の資金、人材、技術、ノウハウ等の投入促進など、国のみならず「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官（国、地方公共団体）と民（住民、民間事業者等）が適切に連携及び役割分担して取り組むこととされています。

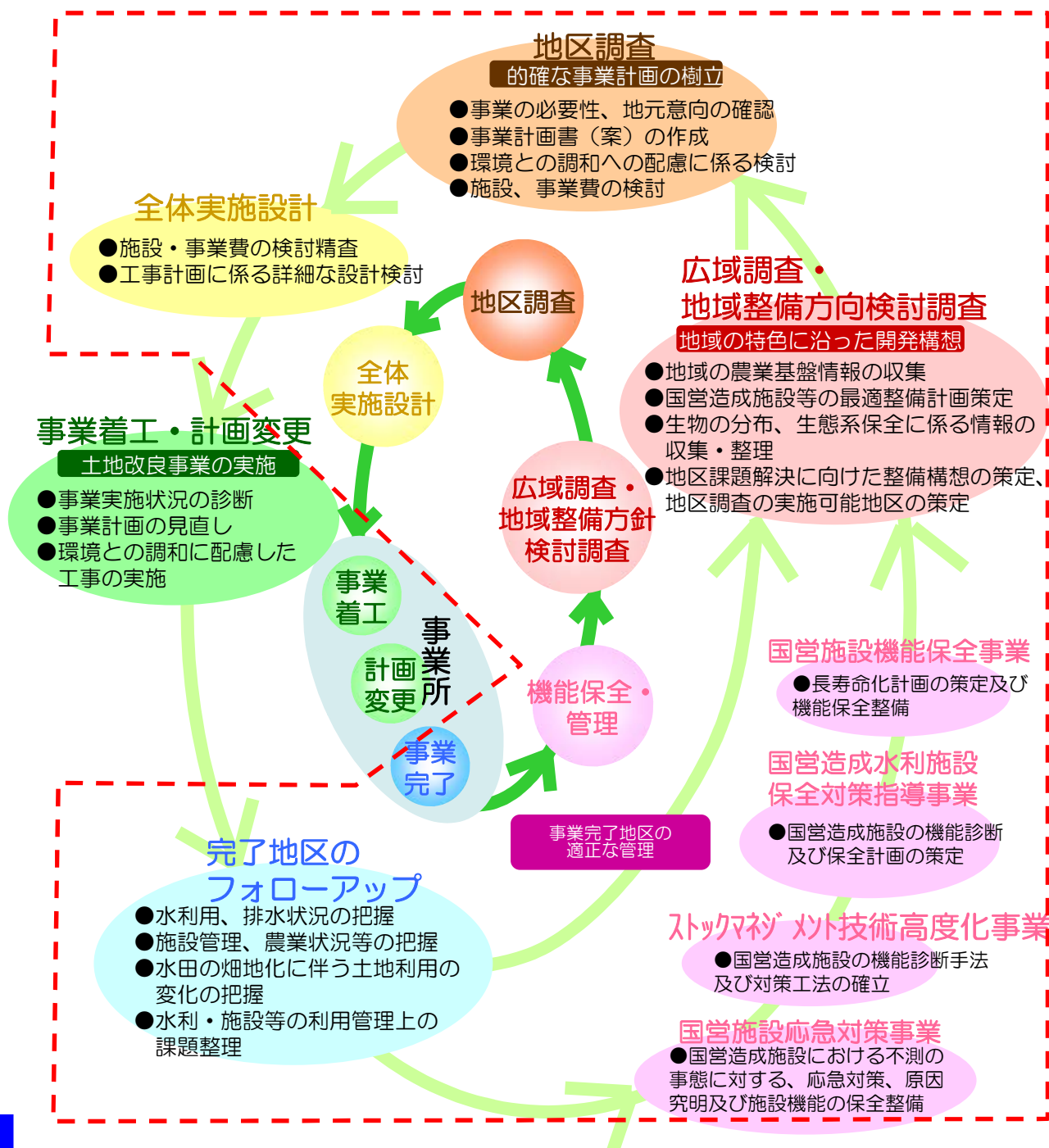
【事務所紹介】

～土地改良調査管理事務所は何をすところ！？～

土地改良調査管理事務所では、土地改理事業化のために必要な調査から計画、全体実施設計までを一貫して行っています。また、事業完了地区では国営造成施設の機能保全・管理にかかる調査、調整を行っています。

事業推進の流れ

土地改良調査管理事務所の業務所掌範囲



調査



【土壌調査】



【ハウス建蔽率調査】

地域の農業基盤情報の収集、地区課題解決に向けた整備構想の策定、土地改良事業の実施可能地区の特定などのために様々な調査を行っています。



【流況調査】

計画・設計



【圃場整備計画について地元意向確認】



【事業構想について地元説明】

調査の成果をもとに、事業の必要性や地元意向の確認、事業計画書（案）の作成などを行います。
また、作成した事業計画書をもとに、工事計画にかかる詳細な設計の検討を行い、施設事業費の算定も行っています。

機能保全・管理

国営土地改良事業で造成された農業水利施設を対象に長寿命化計画を策定したり、機能診断を行い、機能保全計画を策定したりしています。



【監査廊のコンクリート壁面の老朽化診断】



【聴診棒によるポンプ設備の機能診断】

完了地区フォローアップ



【地下水位観測】

地すべり対策事業完了地区において、継続して観測を行っています。

当事務所で行っている地区調査（道前平野地区）が、地方紙に紹介されました。（平成26年12月24日 愛媛新聞掲載）



土地改良調査について詳細をご覧になりたい方は、当事務所のHPに掲載されている概要書をご覧ください。（冊子をご希望の方は当事務所までご連絡ください）
URL： <http://www.maff.go.jp/chushi/kj/yontyou/pamphlet.html>

多面的機能支払交付金の概要

農業・農村は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民が享受しています。

しかしながら、近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。また、共同活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保安全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念されています。

このため、平成27年度から施行される「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対して支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押しします。

●多面的機能支払交付金の構成

多面的機能支払交付金は、**農地維持支払交付金**と**資源向上支払交付金**から構成されます。

農地維持支払交付金

多面的機能を支える共同活動を支援します。

※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押し

【対象者】

農業者のみ又は農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織

【対象活動】

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の地域資源の基礎的保全活動
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保安全管理構想の作成 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



ため池の草刈り



農道の路面維持

資源向上支払交付金

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援します。

※農地・水保全管理支払を組替え・名称変更

【対象者】

農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織

【対象活動】

- ・地域資源の質的向上を図る共同活動
（水路、農道、ため池の軽微な補修、農村環境保全活動の幅広い展開等）
- ・施設の長寿命化のための活動



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



植栽活動



ため池の外来種駆除

●多面的機能支払交付金の交付単価（円/10a）

都府県	①農地維持支払	②資源向上支払 ^{※1、2} [地域資源の質的向上を 図る共同活動]	①と②に取り組む 場合	③資源向上支払 ^{※3} [施設の長寿命化の ための活動]	①、②及び③に 取り組む場合 ^{※4}
田	3,000	2,400	5,400	4,400	9,200
畑 ^{※5}	2,000	1,440	3,440	2,000	5,080
草地	250	240	490	400	830

※1：農地・水保全管理支払の5年以上継続地区については、従来の農地・水保全管理支払と同様75%単価が適用される。

※2：②の資源向上支払（地域資源の質的向上を図る共同活動）は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが基本。

※3：水路や農道などの施設の老朽化部分の補修や施設の更新。

※4：①、②及び③を一緒に取り組む場合は、②の単価は、従来の農地・水保全管理支払と同様75%になり、都府県・田の場合、合計で9,200円/10aとなる。

※5：畑には樹園地を含む。

多面的機能支払交付金の詳細については、農林水産省のホームページをご覧ください。

多面的機能交付金 http://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html

多面的機能維持・増進活動事例の紹介

「農業・農村の多面的機能」は、農家や地域の方々が棚田の保全や環境に配慮した農業等に取り組むことによって保全されています。

愛媛県宇和島市遊子の水荷浦地区で取り組まれている、歴史ある段畑の保全活動を紹介します。

ゆすみすがうら

遊子水荷浦の段畑（愛媛県宇和島市）

ー 水荷浦の人々が400年来築き上げてきた天空の段畑を守り伝える ー

愛媛県宇和島市遊子の水荷浦にある段畑の歴史は古く、400年前の江戸時代に、漁をするため水荷浦に住み始めた漁師が、魚以外の食料を確保するために階段状の畑を作ったのが始まりです。

その後、時代の移り変わりとともに桑やサツマイモ、ジャガイモが栽培されましたが、昭和30年代、魚の養殖産業が活気を帯びると、段畑は山野に戻りつつありました。しかし、近年、景勝地として注目されるようになり、地元有志のメンバーが中心となって、平成12年に「段畑を守ろう会」を結成しました。

平成19年にはNPO法人化し、行政とも連携をとりながら、段畑の復旧やオーナー制度、ふるさとだんだん祭り、ジャガイモ焼酎の開発などに取り組んでいます。400年前より築き上げてきた人々の歴史と様々な人の支えによって保たれている段畑は、国の定める重要文化的景観として、国内3例目の選定を平成19年に受けています。現在の段畑の面積は5haまで回復し、年間2万人が訪れるなど、地域の活性化に一役を担っています。



段畑が広がる景観



ジャガイモが作付けされている段畑



石垣の修復の様子

※畑を見学される際は、畑の中には入らないようお願いいたします。

多面的機能維持・増進活動については、中国四国農政局のホームページでもご覧いただけます。

事例紹介ページ <http://www.maff.go.jp/chushi/kyoku/tamen/kinou02.html>

香川用水土器川沿岸農業水利事業所

香川用水二期農業水利事業建設所開所式が行われました

平成27年1月28日に香川県高松市に於いて香川用水土器川沿岸農業水利事業所 香川用水二期農業水利事業建設所看板掲式が執り行われました。

また、引き続き開所式が行われ、香川県、香川県議会、香川県土地改良事業団体連合会、香川用水土地改良区等の来賓のほか、中国四国農政局、建設所職員など約30名が出席しました。

本事業では、老朽化した幹線水路等の整備を行い、用水の安定供給と施設の維持管理の軽減を図り、農業生産の維持及び農業経営の安定を図ることを目的としています。

事業の詳細は前号（Vol.13：2014年10月発行）をご参照ください。

URLはこちら↓↓↓

<http://www.maff.go.jp/chushi/kj/yontyou/pamphlet.html>



【写真】事業看板掲式

前列左から、大山 香川県土地改良事業団体連合会長、浜田 香川県知事、仲家 中国四国農政局長、田中 整備部長

後列左から、飯間 香川県農政水産部次長、組橋 香川用水土地改良区理事長、鈴木 香川用水土地改良区事務局長、山地 香川県土地改良事業団体連合会常務理事、山形 香川用水二期農業水利事業建設所長、本間 香川用水土器川沿岸農業水利事業所長



【写真】参列者による記念撮影

※香川用水二期地区に関するお問い合わせは右記をお願いします。→

【連絡先】香川県高松市天神町3-5

TEL (087) 802-2126

FAX (087) 802-2127

【四国の特産】～タラの芽（徳島県）～

『タラの芽』とは

ウコギ科であるタラの木は、日本各地に分布し、日当たりのよい山野に自生しています。

このタラの木の新芽のことを『タラの芽』といい、自生のもものでは地方にもよりますが、だいたい4月から6月頃に採ることができ、春の味覚として主に天ぷらや和え物などにして食べられています。

その味はほのかに苦みがあり、山菜の王様と称されるほど人気の食材です。



『タラの芽』の栽培方法

タラの木は若い株の方がいいとされ、1年目の株から根を10cm程度取って植えます。

また、連作障害のため2～3年ごとに植える畑を替えます。

タラの木から新芽の付いた枝を10cm程度に切って発砲スチロールの箱の中に並べ、新聞が読める程度の明るさにブルーシートで覆われたビニルハウスの中で促成栽培します。シートで覆うのは発芽したタラが日焼けするのを防止するためだそうです。

そして、2～3日毎に減った分だけ水を補給し、10日毎に水の入替えをしながら、芽が5～10cm程度になるまで栽培します。

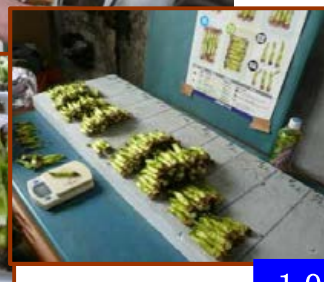
一つひとつ手作業で収穫し、大きさごとに選別された後、1パック50g程度にパック詰めされ、市場へと出荷されます。

徳島県での栽培状況

関東、東北方面が主要な産地として有名ですが、徳島県の生産量は西日本一を誇っていました。（H20年時点、農水省調べ）

しかしながら、近年では『立枯病』の流行で栽培を断念する農家も現れ、その生産量は年々減少傾向にあります。

取材にに応じていただいた徳島県つるぎ町の『半田たらの芽生産組合』の塩田組合長によると、以前は11月頃にも出荷されていましたが、最近では販売価格が高くなる4月に合わせて出荷時期も移行しているそうです。



表紙紹介

仰西渠用水（愛媛県上浮穴郡久万高原町西明神）

久万盆地を流れる久万川は、深い谷となっているため、そのままでは水田に水を引くことができなかったことから、地域の農民たちは川の上流に堰をつくり、そこから『掛樋（かけひ）』という木の芯をくり抜いた樋（とい）を連ねて農業用水をひいていました。

しかし、大雨や台風の洪水によって、掛樋がたびたび流され、その都度修理に大変な労を費やしていました。

そこで、江戸時代の商人、山之内彦左衛門が、私財を投じて、掛樋の代わりに用水路を造る工事を行いました。この工事は安山岩という硬い岩を削る大変苦しい難工事で、岩を削ってできた石粉1升と米1升を交換するという条件で人夫を雇ったといわれています。そして、3力年の歳月をかけて、幅1.2m、深さ1.5m、延長57m（途中約12mトンネル区間）の水路が完成しました。

用水路の完成により、地域の米の収量が安定し、さらに多くの新たな水田ができました。

この用水路は彦左衛門がのちに出家し、『仰西（こうさい）』と名乗ったことに因んで『仰西渠』と称され、現在も当時のままの姿で残っており、久万盆地の水田を潤しています。

編集・発行

農林水産省 中国四国農政局 四国土地改良調査管理事務所

〒762-0086

香川県丸亀市飯山町真時677-1

TEL:0877-56-8260 FAX:0877-56-8266

ホームページアドレス:

<http://www.maff.go.jp/chushi/kj/yontyou/index.html>



四国土地改良調査管理事務所

■ 南予用水支所

〒791-8058 愛媛県松山市海岸通2426-5 松山港湾合同庁舎2F

TEL:089-989-7727 FAX:089-989-7884

■ 坂出分室 （保全計画課・保全整備課）

〒762-0001 香川県坂出市京町2丁目6番27号 坂出合同庁舎3F

TEL:0877-35-9912 FAX:0877-35-9918

■ 西条分室 （水利調整専門官・計画課・情報管理係）

〒799-1371 愛媛県西条市周布349番地-1 西条市役所東予総合支所庁舎4F

TEL:0898-35-2767 FAX:0898-35-2768



事務所の位置図